

Joint account — アメリカにおける利用拡大の背景と法的基礎

武蔵野大学法学部特任教授（東京大学名誉教授） 樋口範雄

目次

- 1 Joint account—預金者の希望・需要と実務の対応
- 2 アメリカの相続制度（財産承継方法）の問題点とそれに代わる手段の隆盛
 - 1) アメリカの相続の基本的考え方
 - 2) Probate 手続を回避する方法—遺言代替方法
 - 3) 多様な遺言代替方法
- 3 Joint account の意義と法的性格をめぐる議論
 - 1) Joint account の意義
 - 2) Joint account の法的性格をめぐる議論
 - 3) 州議会による支援
 - 4) 債権者との関係や後見人との関係等
- 4 残る課題—joint account の曖昧さまたは多様な機能
 - 1) Joint account の 3 つの役割
 - 2) Joint account が口座の承継まで意図していない場合
 - 3) 現在のアメリカにおける joint account に関する各州法—5 つの類型
 - 4) 残る課題
- 5 Joint account—預金口座の場合と証券口座の場合
- 6 Joint account—アメリカの場合と日本の場合

補足 7 いくつかの課題について

- 付属資料
- 1 Brides の 2018 年 2 月の記事
 - 2 樋口範雄「アメリカにおける相続(死亡による財産承継)と生前信託の活用」
武蔵野法学第 9 号（2018 年秋刊行予定）→第 9 号 1—36 頁
 - 3 参考にしたアメリカの論文のうち代表的なもの

1 Joint account—預金者の希望・需要と実務の対応

アメリカにおける joint account(共同名義口座、本稿では joint account という原語で示す)は、遅くとも 1930 年代から 1950 年代にかけて、銀行実務では通常のことになった。しかし、1950 年代になっても、その法的性格については明確な解決がなされず、議論が分かれた。実際、法的性格のみならず、その効果を否定しようとして、なお一定数の訴訟も提起されていた。しかしながら、現在では、遺言代替方法の 1 つとして、あるいは代表例として、アメリカではごく普通のことになっている。その効果自体が訴訟で争われることもものはほとんどない。Joint account は、有効な遺言代替方法(その意味は後述する)として定着した。

アメリカでは、その法的性格は何かというような概念論はそもそも盛んでないが、それでも後に紹介するように、joint account については、その本質は何かについて一定の議論があった。だが、いずれにせよ、joint account は、それ自体ユニークで便利な法制度として確立し、広く利用されているといつてよい。ただし、それが生まれるには、英米法における歴史的な法制度が基礎となっており、joint account のような制度が生まれる素地があった。決して、突然、従来の歴史と無関係に生まれた異端児、あるいは突然変異ではない。

【利用者・顧客の需要】

そもそも、ある財産の所有者 X が、アメリカにおいてその財産を誰か(相手方 Y)に譲りたいと考えた場合、次の 2 種類の方法しかなかった¹。

第 1 に、生前において相手方に譲渡すること。これは物権行為としての贈与である。

第 2 に、自分が亡くなった時点で、相手方に譲ると定めること。これは通常、遺言による贈与となる。

第 1 の方法をとった場合、X はその財産の支配権を失う。贈与したのだから当然である。第 2 の方法をとった場合、X はその生前の間、財産の支配権を失うことはない。しかし、遺言法の形式要件などに従わねばならない面倒がある他に、Y の方では、財産の利用や財産から利益を受けるためには、X の死亡後、遺言検認による相続手続(probate と呼ばれる)を経る必要があり、時間もかかれば手間も必要という事態となる。

この両方を嫌う場合の工夫として、joint account が生まれた。X と Y の両方の名前で口座が開設される。その契約条項では、X も Y も預金の引き出しが可能となる。特に、X にとっては、自分が必要な資金はいつでもいくらでも引き出しができる。そして X が死亡した時点において、Y だけが残額を引き出すことができ、しかもこの口座の預金は X の遺産の中に入らない。言い換えれば、時間や費用の面で面倒な遺言検認を伴う相続手続の外にある財産となる。要するに、遺産の中に含まれない財産として、Y に自動的に承継される。

つまり、この方法によって、X は、一方で Y に生前の間に贈与をしながら、なお財産で

¹ Donald Kepner, The Joint and Survivorship Bank Account—A Concept Without a Name, 41 Cal. L. Rev. 596-637 (1954).

ある預金の支配権を失わない。しかも、自らが死亡した時点で、遺言検認による相続手続 (probate＝アメリカでは遺言・無遺言を問わず、通常の相続は裁判所を必ず通す必要がある。そこで、裁判所を通す相続手続という意味で、以下、probate 手続と呼ぶ) なしに、この預金口座が自動的に贈与したい相手である Y に承継されるわけである。

今すぐに Y に贈与しないで、かつ遺贈の形での贈与もしないで、このような joint account を利用することには、X にとってもっともな理由がある。

① 将来において、X が何らかの不運に見舞われ、口座の資金が必要な事態になるかもしれない。それを考えると今すぐ贈与というわけにはいかない。

② 状況が変化して、X が贈与したい相手方が Y ではなく、Z になる可能性もある。この場合についても、今すぐ Y に譲渡するのは好ましくない。

③ 遺言による死亡時贈与は、そのための形式的要件を満たすなど法技術的な面倒があるばかりでなく、撤回自由、変更自由とはいっても、実際にそれを変更する際には、当初の面倒を繰り返す必要がある。通常は、X 側の事情が変更するたびに、弁護士に頼んで遺言を変更しなければならない。

④ さらに、遺言による場合、probate 手続には必ず一定の時間がかかる。アメリカ人は、実際には多額の現金を預金することはない (預金ではなく他の資産活用を考える)。それにもかかわらず、相対的には少額の預金の死亡時移転に時間がかかるのは不合理である。Joint account にするだけでそれが回避できる。銀行との約定では、預金者である X がそれを許しているのであるから、銀行も Y による引き出しを認めることに何ら法的リスクはない (時に、税法上の問題で、一部の預金が凍結される場合があるが、それでも他の部分の預金については Y が自由に引き出すことができる)。

以上のように、アメリカにおいて、joint account が利用されるには顧客の需要という重要な原因があり、金融界がそれに応えてきた歴史がある。今では、それが銀行預金口座ばかりでなく、証券口座にも応用されて拡大されている。

ただし、joint account が広く利用されるについてはそれ相応の法的課題があり、簡単にそれが解決したわけではなかった。本稿では、より詳細にそれらの法的課題の内容を説明するとともに、アメリカにおける発展が、実は相続制度の革命と呼んでもよいような広い動きの一部だったことを明らかにする²。

以下、2 において、アメリカにおける相続制度の問題点を明らかにし、それに対して、現在のアメリカでは他のどの国よりも、通常の相続制度によらない財産承継方法 (これを、アメリカでは、will-substitutes or will-alternatives = 遺言代替方法と総称されるもの) が

² イェール大学のラングバイン教授は、1984 年の論文でこのような動きを「非相続手続革命」(nonprobate revolution)と呼んでいる。John Langbein, *The Nonprobate Revolution and the Future of the Law of Succession*, 97 Harv. L. Rev. 1108 (1984). (なおこれは、Harvard Law Review 97 巻の 1108 頁という意味である)。

利用されていることを簡潔に述べる。3では、そのうちの1つである **joint account** が、突然に現れたわけではなく、アメリカ法の既存の法制度の中に、その淵源とも呼ぶべき基盤あるいは背景があったことを指摘する。

そのうえで、4において、**joint account** 特有の法的課題が存在すること、それが現在でもすべて簡単に解決済みともいえないこと、そして、州ごとに法が異なるアメリカ合衆国においては、まさにそれぞれの州によって異なる対応がなされている点を明らかにする。

5では、**joint account** におけるこれまでの記述が銀行預金口座を対象としているため、それらが証券の **joint account** 口座にそのまま当てはまるか否かを検討する。

最後の6では、日本の状況として、アメリカと同様の要因があるか、それとも異なる点があるとするればそれが何かについてコメントして、本稿を閉じることとする。

2 アメリカの相続制度（財産承継方法）の問題点とそれに代わる手段の隆盛

1) アメリカの相続の基本的考え方

アメリカをはじめとするコモン・ロー諸国(英米法の諸国)における相続は、日本法と基本的な考え方を異にする。同じように一定の財産（相続財産、あるいは遺産）を次世代（の子ども）に承継させることが基本である点では同じでも、その方法が大きく異なる³。

アメリカでは、まず、ある人が死亡した瞬間に相続が起きる、すなわち被相続人から相続人に財産が移転する、というような見方をとらない。ちょうど会社が倒産した場合と同様に、人の死亡についても、裁判所において一種の清算手続が行われる。管財人にあたるのが、遺言で指名された人なら遺言執行者(executor)、無遺言の場合に裁判所が選任するのであれば遺産管理人(administrator)である（合わせて、被相続人の **legal representative**=法的代表者と呼ぶ）。彼または彼女が、まず遺産の内容を確認し、未回収の債権があれば回収し、逆に支払っていない債務を支払い、その時点で相続税を(支払うべき遺産額であれば)支払い、残った純資産を確定させる。そして、遺言があればその定めに従い、遺言がなければ法定の相続分で、被相続人に配分して終了する。

アメリカでは、このような手続を **probate** と呼ぶ。**Probate** は、本来、遺言の検認手続を指す。どこで行うかといえば、日本でもそうだがそれは裁判所になる。だが、日本とは異なり、遺言のある遺言相続の場合も、遺言がない法定相続も、アメリカの場合必ず裁判所を通した手続が必要となる。したがって、**probate** を、遺言・無遺言いずれも含む「裁判所を通しての相続手続」を指す言葉として用いる場合が多い。したがって、すでに述べたように、本稿でも、遺言・無遺言いずれも含む「裁判所を通しての相続手続」という意味で **probate** 手続と呼ぶ。

³ 以下の記述の参考として、樋口範雄「アメリカにおける相続（死亡による財産承継）と生前信託の活用」武蔵野法学第9号（2018年秋期に刊行予定）参照。

アメリカの **probate** 手続は、裁判所を通した遺産の清算手続であるから、必然的に時間と費用がかかる。半年で終わるのは稀であり、通常、半年以上、場合によっては 1 年ないし数年かかるといわれる。相続人にとっては、すぐにもらえるべき遺産が手に入らない。しかも公開手続なので、プライバシーもない。アメリカでは何であれ裁判は公式・公開の手続であり、誰がどれだけの遺産を承継したかが明らかになる。

アメリカでは、多くの市民が、これを仕方のないことだと思ってきたのである。つまり、相続とはそのようなものだ。だが、一部の人たちは、それをおかしいと思うようになった。特に、法律家の中でも、このような **probate** 手続で、最も大きな利得を得ているのは、**probate lawyer** と呼ばれる法律家ではないかと考える人たちが現れる。特に、20 世紀の後半から末にかけて、**probate** 手続によらない財産承継方法を工夫する動きが現れる。

ある信託専門弁護士が 2010 年に著した著書の冒頭には、彼が 1973 年、ロー・スクールの学生だった当時経験した逸話が紹介されている⁴。

それによれば、この時、著者が「信託と遺産」(**trusts and estates**) という授業（つまり **estate planning** の授業である）を受講すると、ある回に、当時おそらく 60 代の先輩ベテラン弁護士がゲストに来て、弁護士になったらどうやって成功するかを話したという。それは、大要、次のような率直な助言だった。

「あなた方が司法試験に合格して、いよいよ法律実務に携わると、多くの人があなたのもとに、遺言を作りたいといってくるだろう。その依頼人たちは、多くはまだあなた方と同じくらいの年齢かもしれない。とにかくそのような機会を最大限利用することが肝要だ。

遺言を作成してもそれで多くの報酬を得ることはできない。しかし、必ずそれを引き受けること。そして、遺言中に、遺言執行者として自分の名前を入れて、遺言の正本自体を預かること（これが通常のやり方だと説明して）。その遺言の数を増やしていくこと。時を経ると、依頼人が死亡するようになり、遺族はあなたのもとに来るようになる。なぜなら遺言を預かっているから。そして、**probate**（裁判を通した遺産処分）が始まるが、これがもうかる。あなた方弁護士の退職年金プランにもなる」。

要するに、1960 年代から 1970 年代になっても、あるいはその後も相当の期間、アメリカの多くで **probate lawyer** と呼ばれる人たちが **probate** 手続によって多くの弁護士報酬を得てきたわけである。何しろ **probate** 手続は、短くても半年以上、多くは年単位で続くからである。

そして、アメリカでも大半の市民は、これはやむを得ないことだと思ってきた。何しろそのような制度になっているのだから。

もちろん、このような **probate** 手続にも利点がある。死亡した人の財産に関する清算手続であるから、それがきちんと終了すれば、思わざる債務を子どもなどの相続人がかぶることはない。親の債務が子に承継されて、子どもが苦しむというような事態はアメリカで

⁴ Ronald Farrington Sharp, *Living Trusts for Everyone* xiii (2d ed. Allworth Press 2017). 第 1 版は 2010 年である。このエピソードは、注 3 の論文でも紹介した。

は存在しない。

しかし、財産を承継させたい人たちが、自分の死亡後も相当期間利益の享受を待たされること、遺産から相当額の費用が弁護士に支払われることは、通常の市民にとって望ましい事態ではない。それに代わる財産承継手続があるのなら、それを使ったらよいと考える人たちと、それに応えようとする法律家が増えてくるのは自然である。

2) Probate 手続を回避する方法—遺言代替方法

アメリカでも（実は日本でも）、相続財産に入らず、被相続人が指名した人にその死亡時点で受取人に財産が承継される伝統的な手段がある。その典型例が生命保険である。生命保険の契約者兼被保険者が、たとえば受取人を配偶者、または特定の子どもにしておくと、自らの死亡時点で、相続手続とは無関係に、受取人として指名された配偶者、または特定の子どもが保険金を取得することができる⁵。

実は、生命保険金のように、古くから probate 手続によらない財産承継方法が存在したわけである。特に、アメリカでは、probate 手続によることが、時間・費用・プライバシーの点で不合理な点があることが明らかになると、他の財産についても、probate 手続に服さないようにできないかとの工夫がなされた。先にも述べたようにこれらを総称して遺言代替方法と呼ぶが、それらが利用される理由は、「安い、速い、たやすい（作り方が容易）」からである⁶。

たとえば、企業年金制度や個人年金に加入する際に、万一自分が死亡した場合に備えて、その年金プランの受取人欄に特定の人の名前を書くだけで、probate 手続の外にある財産となる。銀行口座を開くときに、joint account にするのも容易かつ通常のことであり、後に紹介する POD 条項に、当該口座を引き継いでもらいたい人の名前を書いておくのも一法である。いずれも、ごく誰でもできる簡単な方法が提供されている⁷。

実際、現代のアメリカにおいて、遺言代替方法として利用されている手段は次のように多様である⁸。

⁵ 最決平成 16 年 10 月 29 日民集 58 巻 7 号 1979 頁。日本でも「被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の 1 人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した養老保険契約に基づく死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自らの固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産に属するものではないというべきである（最高裁昭和 36 年（オ）第 1028 号同 40 年 2 月 2 日判決・民集 19 巻 1 号 1 頁参照）」として、生命保険金は相続財産ではないとする基本原則を確認している。もっとも保険金の金額があまりに多額の場合は例外も認める点に注意が必要である。

⁶ 以下の記述は、主として Thomas P. Gallanis, Will-Substitutes: A US Perspective, in Alexandra Braun & Anne Rothel eds, Passing Wealth on Death: Will-Substitutes in Comparative Perspective (Studies of the Oxford Institute of European and Comparative Law) 9-29 (Bloomsbury 2016)による。

⁷ もっとも撤回可能信託という手段は、より複雑な手法だとされる。

⁸ 前掲注 6 の著書を読むと、他の国では、これだけ多様な遺言代替方法が使われている例は

- ① 撤回可能信託(revocable trust or living trust)
- ② 生命保険の受取人指定
- ③ 年金・退職年金口座の受益者指定
- ④ 銀行口座についての joint account や P O D 条項
- ⑤ 証券や自動車について、T O D 登録
- ⑥ 不動産について合有(joint tenancy)を登録する証書
- ⑦ 不動産証書について T O D 登録

以下、これらについてこの順番で簡単に説明を補足する。ただし、joint account については、後により詳しく検討する。

① 撤回可能信託

アメリカのロー・スクールでは、どこでも実質的に必修科目と同様の扱いを受けている授業の 1 つとして、estate planning (遺産処分に関するプランニング) という授業がある。その分野の代表的な教科書(ケースブック)には、次のような記述がある⁹。

「現在の実務では、遺言は、死亡時の財産移転を行う中心的な地位を、撤回可能信託(revocable trust)に譲ってしまった」。

要するに、アメリカでは、次世代への財産承継方法の中心的な地位を、撤回可能信託が占めるに至っている。英米法では、信託は、現代的な契約法よりずっと古くに成立し、イギリスやオーストラリアでは今でも法学部の必修科目となっている。だが、他のコモン・ロー諸国以上にアメリカでは、多くの人が自らに生ずる相続を考えてプランニングを行う場合の中心的手段となっている¹⁰。撤回可能信託が、probate 手続なしに、遺言に代わって財産を受け継がせたい人に承継させる便利な法的手段だと認められているからである。

その要点を簡単に指摘すれば次のようになる。

イ) 主要な財産を、生前のうちに撤回可能信託に移す。信託を設定する本人を委託者と呼ぶが、この場合の典型的な撤回可能信託では、委託者(settlor)が自ら受託者(trustee)となり、自らの生存中の受益者(beneficiary)はやはり自分自身とする。そして生存中は、自らに撤回権、変更権を保持すると宣言する。生存中の受益権は、信託財産から生ずる収益受益権であるが、さらには元本について裁量的に利用する権限も受益者たる自分に与える。

これによって、遺言を書いた場合と同様に、信託こそ設定したものの、実際には当該信託財産について、自らが所有している状態とまったく同じ状況が生まれる。遺言と同様に

ないようである。それが、アメリカにおける probate 手続の欠陥によるものかは、にわかに判断しがたい。

⁹ Dukeminier, Sitkoff & Lindgren, Wills, Trusts, and Estates 436 (8th ed. 2009 Wolters Kluwer).

¹⁰ 英米法の信託と比較しつつ、信託及び信託法を紹介するものとして、樋口範雄『入門 信託と信託法』(第2版・弘文堂・2014)。

いつでも変更（撤回）ができる。しかも遺言よりも簡単に信託証書を変更することができる。信託財産についても、登記登録制度があるものについては、その時点で信託登記・信託登録をすることもできるが、実質的には何ら所有状況に変化はないので、それらの手続をしなくとも信託は成立する。

ロ）ただし、信託であるから、自分が死亡した時点での後継受託者と自分以外の受益者をあらかじめ定めておく必要がある。委託者死亡時点で撤回権が消滅し、次の受益者のための信託となる。典型的な信託では、死亡後には配偶者を収益受益者として、配偶者が生存中の生活が安定して送れるよう配慮を示す。収益が生活を賄うに不足する場合には元本を取り崩す権限も、後継受託者に認める。その後、配偶者が死亡した時点で、その時点で残った信託財産（元本）を、当初の指示通りに受託者が子どもたちに配分して信託終了となる。

ハ）大事なことは、これら長年の信託財産管理に、裁判所の関与がいっさい不要とされる点である。委託者が信頼する後継受託者がすべてを取り仕切る。もちろん、後継受託者に不測の事態が生ずる場合に備える条項も明記する。場合によっては、共同受託者という形で、複数の受託者に委託することも多い。受託者は、信託義務(fiduciary duty)と呼ばれる重い義務（受託者責任）を負う存在となる。万一信託違反があれば、それによって得た収益をすべて吐き出させる命令が裁判所によって出される上に、懲罰的損害賠償まで課される。

② 生命保険の受取人指定

生命保険は、契約である。その契約によれば、被保険者死亡時において受取人（これについても **beneficiary** と呼ばれる）が保険金を取得する。なお契約者の生存中は、受取人の変更が自由にできる。

死亡時点で契約に定められている受取人が保険金を取得するが、保険契約の定めにより、保険金の支払い方は、一括払いの他に、一定期間の年金型支払いや終身年金の形での支払いという選択もできる。

ここでも大事な点は、裁判所の関与はいっさい不要だという点である。

③ 年金・退職年金口座の受益者指定

アメリカでは企業年金は、それぞれの企業の従業員福祉制度の一環であり、法律上の義務とされていない（私的年金である）。ただし、いったん企業年金制度を設けると、**ERISA**（**Employee Retirement Income Security Act**：従業員退職所得保障法）という連邦法の規制を受ける。その基本は信託法とされているので、年金の運用や管理に関する広い関係者に受託者責任が課されている。

ただし、法律上は、年金の受給は、企業の設定した年金プランと加入者（従業員と退職者）の契約とされており、契約条項に、従業員・退職者が死亡した場合の受益者（受取人）

を指定する条項がある。これも、退職者が死亡した時点で、年金受給権は遺産に組み込まれず、裁判所の関与も不要となる。

④ 銀行口座についての joint account 等

銀行口座については、遺言代替方法としても、アメリカではさまざまな選択肢がある。次の4種類である（ただし、最後の口座は、遺言代替方法ではない）。

（１）joint account

（２）Totten trust（トッテン信託口座）

（３）POD account（死亡時移転の相手方明記口座）

（４）agency account（代理人付き口座）

このうち、最初の joint account については、まさに本稿の主題であるから、後に詳細に扱うことにする。

（２）のトッテン信託口座とは、1904年のニュー・ヨーク州最高裁の判決である *Matter of Totten*¹¹に由来する特別な銀行口座信託である。自分が死亡した時点で口座の残額を与えようとする人を受益者として、受益者の名前を記入して口座を開く。口座に資金を入れた自らは受託者となるが、自分が生きている間はまったく自由に使える。すべての預金を引き出すこともできる。ただし、自分の死亡時に残額があれば、それは受益者に自動的に移転する。口座の預金は遺産に含まれない。当初は、その法的効力に疑問が提起されたが、前記のニュー・ヨーク州最高裁がその有効性を認めた。今では第三次信託法リステイトメント、第三次財産法リステイトメント、統一遺産管理法典のいずれも、これを法的に有効と認めている。

（３）は、銀行口座を開設する際に、預金者が死亡した時点で、誰に残額の権利を移転するか（payable on death, POD）を明記する口座である。口座名義は本人だが、実質的に Totten Trust と同じ意義を有する。つまり、本人死亡時点で自動的に受益者に口座が移転する。その有効性を認める制定法がないと移転を認めない判例があったが、多くの州で立法により有効性を認めた。これも本人死亡時点の預金口座は遺産に入らない。遺言法に従わなくても有効とされる。

（４）は、A and B の名義で口座を開設した場合に、実際は A だけが本人で、B は A の代理人という役割を果たすという趣旨のものである。この場合、B もまた、口座から預金を引き出すことができるが、代理人であるから常に本人のためにだけ引き出すことが可能とされる。もちろん、A が死亡した時点で、B に残額が移転することもないはずであるから、このような口座は、本来は、遺言代替方法ではない。単に、A が生存中に、代理人 B を利用して預金の引き出し等をしてもらう便宜のための口座である¹²。ただし、はっきりその趣

¹¹ *Matter of Totten*, 179 N.Y. 112, 71 N.E. 748 (N.Y. 1904).

¹² Gallanis, *supra* note 6, at 14-15 によれば、Alice or Bill の名義で口座を開くと、（１）joint account、（３）POD account と同様の趣旨の口座、そして（４）の agency account の

旨を明示しておかないと、B は共同名義者であるから、A が死亡すれば、生残者である B の単独名義になって、口座の財産権が移転してしまう場合がある。

⑤ 証券や自動車についてのTOD登録

これは POD 口座の証券版である。証券など登録が必要な財産について、本人が死亡した時点で、それらの財産を誰に移転するか(transfer on death)を明記し、その点も登録しておく。それにより証券などの財産は遺産に入らない。1989 年の統一遺産管理法典で有効性が認められた¹³。州によっては、自動車保有証券にも拡大して認めている。

⑥ 不動産について特別な合有(joint tenancy)を登録する証書

英米法では、不動産法は中世以来の歴史を反映して複雑な制度が作られてきた¹⁴。その中で、本稿と直接関係するのは joint tenancy (in land) (不動産の特別な合有) という制度である。

複数の人が不動産を所有する場合 (単独所有以外の場合) については、通常、共有という形態があるが、法律上の共有とは、アメリカでも日本でも、個人の所有がたまたま複数で同一不動産に重なったものと考えられており、それぞれの持ち分が明確で、いつでも持ち分を分割請求して共有から離脱できるものをさす。もちろん持ち分を第三者に譲渡することもできる。要するに、共有とは、個人の所有の集合にすぎない (英米法では、このような共有は、tenancy in common と呼ばれる)。

それに対し、日本法上、合有とは、典型例は組合財産であり、団体的規制が強く、個人の持ち分という観念はあるものの、分割請求も譲渡も自由にできない。ある目的のために、不動産を共同で所有する形態であり、各人はその目的のための団体の一員とされる。

英米法上の joint tenancy は、これに似てはいるものの¹⁵制度趣旨を異にするので、「合有」という訳を当てるにも抵抗感がある。Joint tenancy は不動産所有のあり方を指し¹⁶、何らかの団体的規制を及ぼすという発想はない。ここでは「特別な合有」と訳す。その要点は、以下の 2 つであり、特に第 2 の特色が重要とされる。

いずれの可能性もあるという。逆にいえば、このような曖昧な形で口座を開設するのは紛争の可能性を高める。4 種類のいずれの趣旨で口座を開くかを明確にして、金融機関にも伝えておくことが必要となる。

¹³ Dukeminier, Sitkoff & Lindgren, Wills, Trusts, and Estates 493 (10th ed. 2017 Wolters Kluwer). Uniform Transfer of Death Security Registration Act (1989)による。このモデル法は、Uniform Probate Code (統一遺産管理法典) § § 6-301-6311 に吸収されて、大きな影響力を与えた。ほぼ全州で採用された。

¹⁴ その概要を知るには、板持研吾「アメリカ不動産法概説」神戸法学雑誌 67 巻 3 号 203 頁 (2017) が便利である。

¹⁵ 田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会)でも、「合有」という訳を当てている。

¹⁶ 歴史的には不動産の共有形態の 1 つであるが、動産など他の財産権の所有にも適用される。

(1) Joint tenancy をもつ各人は joint tenants と呼ばれ、それぞれ同じ持ち分を有する。ただし、その持ち分を譲渡したり、分割請求したりすることはできない。

(2) その一員が死亡した場合、財産はすべて生き残った人のものとなる。これを right of survivorship と呼ぶ（生残者権と呼ぶ）。

したがって、不動産を joint tenancy の形態によって 2 人で所有すると、一方が死亡した時点で自動的に他方がすべての財産を所有することになる。死亡した人の遺産に入ることではない。特に配偶者間で不動産をこのような形態で所有する場合を tenancy by the entirety と呼び、一方の配偶者の死亡によって、当該不動産は自動的に他方の単独所有財産となる。

ただし、joint tenancy と呼ばれる所有形態と認められるには、コモン・ロー上 4 つの一致(four unities)を要求される。4 つとは、unity of time, unity of title, unity of interest, and unity of possession であり、要するに、各人の権利がまったく同じであることを確保するための厳しい要件である。したがって、この要件が満たされているか否かについて、問題が生じやすく、アメリカでは、joint tenancy という所有形態自体をイギリス法から継受しないか、または廃止してしまう州もあった。

留意すべきは、このような形で（つまり特殊な共有の形で）財産承継が行われるコモン・ローの伝統があったという点である。

⑦ 不動産証書について TOD 登録

これは TOD 登録の不動産版である。26 州で法律上有効と認める。うち 14 州は、Uniform Real Property Transfer on Death Act を採択したことによる。残る 12 州は、独自の制定法を作った。これらの不動産は、本人が死亡した時点で、TOD で指名された人に自動的に移転する。これは遺言処分でないとして、遺言法の手続は不要とされる。

3) 多様な遺言代替方法

以上のように、現代のアメリカでは、probate 手続に行かず、遺産に含まれないとされて、本人の死亡時点でただちに指名された受取人・受益者に財産が移転する多様な手段が存在する。

これらの遺言代替方法は、その内容を見ると、完全型と不完全型に分けることができる¹⁷。

完全型とは、まさに遺言に代替する機能を完全に果たすものであり、その要素として、第 1 に、設定者（本人）の生前において完全に撤回可能であること、第 2 に、本人の死亡時点で利益を受ける生残者（受益者・受取人）の権利は、死亡時点で発生するタイプである。上記に記述した遺言代替方法のほぼ全部がこれに当たる。

これに対し、不完全型と呼べるものがある。それが⑥の joint tenancy（不動産についての特別な合有）である。Joint tenancy では、一方が死亡時点で、生存している他方の人（生残者）に生残者権（right of survivorship）が効果を発揮して、裁判所に行くことなく財産

¹⁷ Gallanis, supra note 6, at .

権が移転する点は同じだが、設定時に（あるいは本人が生きている間もすでに）、生残者にも一定の権利が発生する。Joint tenancy の一方が、その状態を一方的に解消すること、言い換えれば、遺言のような自由な撤回権がないのである。したがって、遺言代替方法としては、joint tenancy は不完全な性格を有する。この点は、joint account の法的性格を論ずる場面でも相当の影響を与えていると考えられる。

3 Joint account の意義と法的性格をめぐる議論

1) Joint account の意義

預金口座を開設する際に、アメリカでは、夫婦であれば joint account（夫婦共同名義口座）にするのが通常である。もちろん、joint account は夫婦でなくとも複数の当事者の名義で開設できる。Multiple parties account と呼ばれ、2 人ではなく 3 人以上で開設することもできるが、通常は 2 人である。共同名義人を A と B とする。

Joint account 開設の目的には、次の 3 種がある。

第 1 に、A も B も預金を引き出す権限があり、この口座を根拠に小切手を切ることもできる。A が家計の権限を握り、常に A がさまざまな料金や購入の支払いについて、自分でしなければならないのは不便である。Joint account なら、B も小切手にサインして支払いをすることができる。この場合の joint account は生活の便宜のためである。

第 2 に、A が自分の能力喪失に備えて joint account にすることも考えられる。アメリカでは、各種公共料金を自動振り込みにせず、小切手による支払いなどで、自分で金銭管理をしている人が多い¹⁸。財産管理能力がなくなった場合に、成年後見制度があり、それ以上にアメリカでは持続的代理権制度が用意されているが¹⁹、そのような法的知識がない場合、多くの人が、単純に自分名義の口座にもう 1 人信頼できる人を名義人に加えて、その事態に備えるという。

第 3 に、遺言代替方法としての joint account がある。これは、A が B に預金口座の利益を与えたいと考えているが、それは今ではなく、自分が死亡した時点だというケースである。A は、自分が生存中は好きなように口座を支配し、他方で、自分が死亡した時点では、当該預金口座の残額について、自動的に B に移転したいと考える。そのような場合に、joint account はきわめて容易かつ便利な法的手段となる。Probate 手続を経ずに、言い換えれば当該預金口座は遺産に入らず、自分が利益を与えたい相手である B に移転する。B もこの口座の名義人であるから当然である。そしてこのような B の権利を、right of survivorship（生残者権）と呼んできた。

¹⁸ See Gregory Eddington, Survivorship Rights in Joint Bank Accounts: A Misbegotten Presumption of Intent (October 14, 2014), 15 Marquette Elder's Advisor 175 (2014).

Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=2510095> この論文は、多くの高齢者が、自分が判断能力を失い、請求書に対応できなくなる不安を抱えているという記述から始まる。

¹⁹ 樋口範雄『アメリカ代理法』236 頁（第 2 版・弘文堂・2017）。

このうち、最初の 2 つの目的での利用には比較的問題はなかった。あるとすれば、第 3 の目的のものといかに区別するか、ある特定の joint account は、これらいずれの目的で開設されたのかが争われるケースである。

大きな問題とされてきたのは、第 3 の目的での利用であり、利用者にとってはあまりに容易で便利な財産承継手段（遺言代替方法）であるために、特に初期の時代には法的な疑義を生じさせた²⁰。要するに、遺言法の手続や要式性に従わずに、このような財産承継を認めることが遺言法の潜脱として問題視されたのである。

また、その歴史を振り返ってみれば、当初、裁判所の中には、joint account が従来の法概念にピッタリ当てはまらないという理由でその有効性を否定したものがあつた。だが、州議会の多くは特別な法律を制定してでも、このような joint account を支持する動きを示した。それとともに裁判所も、joint account が預金者の意図に沿って有効となるよう判断するようになった。

2) Joint account の法的性格をめぐる議論

注 1 に掲げた 1950 年代半ばの論文 Donald Kepner, *The Joint and Survivorship Bank Account—A Concept Without a Name*, 41 Cal. L. Rev. 596 (1954) は²¹、まさにその表題が示すように、1950 年代になつても、joint account に適切な名前がないと指摘する。この場合、「名前がない」とは、従来の法概念の中で、joint account に適切に当てはまるものがないという意味である。

まずは、この論文によりつつ、どのような法概念で joint account を説明するかについて、いかなる議論が行われたかを紹介する。

はじめに結論を明示しておく、裁判所は、生存中は自分が口座を支配し、しかし自分が死亡した時点で、口座の共同名義者に残額をすべて与えたいとする、預金者の意思を尊重しようと考えた。そのために、これまでの法概念のいずれかに適合的な説明をしようとしたが、それは必ずしもうまくいかず、結果的に、これは独特の法制度だということになった。

従来の法概念で、joint account を説明するものとして挙げた候補は、次の 4 つである。

- ① 贈与 (gift)
- ② 信託
- ③ joint tenancy (特別な合有)
- ④ 契約

以下、それぞれについての議論を説明する²²。

① 贈与

英米法上の贈与は、日本のように契約（贈与契約）ではない。贈与の約束には、英米

²⁰ Donald Kepner, *Five More Years of the Joint Bank Account Muddle*, 26 U. Chi. L. Rev. 376 (1959). その冒頭には、すでに 100 年以上、joint account は利用されているとあるので、それによれば 19 世紀後半からアメリカでは利用されてきたことになる。

²¹ Donald Kepner, *The Joint and Survivorship Bank Account—A Concept Without a Name*, 41 Cal. L. Rev. 596-637 (1954).

²² 以下の記述は Kepner, *supra* note 1, at 598 以下による。

契約法上の約因がないため、たとえ文書で約束しても、法的には効果をもたない。贈与は、いわば物権移転行為であり、実際に、相手方に無償で対象物を移転することによって成立する。Joint account も、口座の残額を共同名義者に与えたいとする預金者の意思があるため、これを贈与として有効とすることができるが、まず議論された。

しかし、裁判所は、当初これを贈与とは見なせないとした。なぜなら、共同名義の口座設定後も、預金者は全額を口座から引き出すことができる。口座の中味について支配権を失わないからである。逆にいえば、贈与の相手方が設定時点で何らかの利益を得ているか疑問だとした。そこで、いくつかの裁判所は、全額についての贈与ではなく、一部の金額（預金者死亡時点での残額）についての贈与として有効とすることを考えた。口座について、少なくとも共同で有する権利を現時点で相手方に無償で与えているので、贈与と見ることができる。たとえば、1904 年のロード・アイランド州の判例は次のように述べた²³。

「(債権を含む) 人的財産の所有者は、その権利を全部または一部を放棄する権利を有することに疑いはない。つまり、彼は、他人に対し、共同での所有を与える権利を有するのである」。

しかも、口座を開設する際に、銀行において一定の書式の記入を要求される。そのような方式が求められるので、詐欺や不当威圧によって joint account の開設が行われることへの一定の防止策となる。したがって、いくつかの裁判所は、このような贈与として joint account の有効性を認めようとした。

しかしながら、実際の joint account では、預金者はすべての預金を引き出すことも認められる。共同名義者は、預金者死亡まで何ら利益を受けない場合も多い。それなのに口座の一部について贈与があったと本当にいえるかという疑問が残った。しかも、死亡時に利益を得る、あるいは贈与が実現するといってしまうと、それはまさに遺贈であり、当然遺言法の制約を受けるはずだという議論が復活する。

② 信託

少なくとも 4 つの州の裁判所は、信託法理によって joint account の有効性を正当化しようとした。要するに、預金者による joint account の開設は、一種の信託設定であり、共同名義者は、預金者が死亡時点で残額をすべて受益するエクイティ上の権利を有するというのである。

だが、この法理にはいくつかの重大な欠陥があった。第 1 に、信託であれば、預金者（受託者でもある）には信託義務が発生する。その中核である忠実義務は、預金者に対し、共同名義者（受益者）の利益を第一に考えることを義務づける。それは、この場合、預金者の望むところではない。受益者の権利によって制限を受けたいと思っていないからである。第 2 に、同じことであるが、預金者は、コモン・ロー上の権利と別にエクイティ上の権利を創設する意図はない。第 3 に、最も決定的なことは、信託にしようと思えば、撤回可能信託であれ、トッテン信託口座であれ、他に手段があることである。信託としての joint account を開設する必要がある。したがって、信託法理による正当化は、後に退けられることになった。

③ Joint tenancy（特別な合有）

先に述べたように、イギリスの不動産法には、joint tenancy という特別な合有の制度があり、その最大の特徴は、joint tenancy の関係にある 1 人のメンバー(joint tenant)が死亡すると、その持ち分にあたる部分が残りの人に移転する、あるいは残りの人の持ち分にあたる部分が自然に増加する、ということだった。この性格を survivorship(生残者権)と呼ぶことは、繰り返し述べたとおりである。

²³ Industrial Trust Co. v. Scanlon, 26 RI. 228, 58 At. 786 (1904).

遺言代替方法としての joint account の最も重要な点は、共同名義者のうち一方が死亡すると、口座の権利はすべて他方のものになる、つまり survivorship が出現し、亡くなった人の遺産に入らないことであるから、その点で、joint account を一種の joint tenancy、あるいは、銀行口座に関する joint tenancy と解釈するのが最も自然に見える。

しかし、問題はそれほど容易でなかった。

第1に、イギリス由来の joint tenancy という法制度は、アメリカでは一般に不評だった。その原因は、イギリスの joint tenancy は長いその歴史のうちに、(合有)関係者の間に4つの unity を要件とするというような厳しい条件の下でしか成立しないようなきわめて法的技術的性格の強い概念となっていたからである。前に紹介したように、4つの統一性・一致(unity)とは、unity of time, unity of title, unity of interest, and unity of possession であるが、joint account の場合、とりわけ unity of interest (利益の一致)とはいかない点が障壁となった。繰り返しになるが、joint account においては、預金者はあくまでも生存中は口座を支配したいのであり、共同名義者には、自らの死亡時点で利益を与えたいにすぎない。その両者の利益が一致しているとは決していえないからである。したがって、joint account は銀行口座に関する joint tenancy であるとする正当化は難しかった。

だが、アメリカでは、一般に joint tenancy そのものへの評価は高くなかったとしても、その最大の特色である survivorship (生存者権)が認められること自体は、実に便利なことだとして好意的に評価された²⁴。

そこで、いくつかの州議会は、joint tenancy は不動産ばかりでなく、銀行口座など債権を含む人的財産にも適用ありとする法律を制定し、joint account を開設した場合、その一方の死亡によって他方がすべて所有するに至るという survivorship の効果を明示的に認めるに至った。州の制定法でそのような法律が制定されるなら、当然、裁判所も joint account の有効性を認めるようになる。

要するに、アメリカにおいて、joint account を正当化する法理として、joint tenancy はすぐには機能しなかった。むしろ州議会がさまざまな形で法律を制定し、joint account の有効性を認めるように動いた結果、裁判所もその効力を認めるようになった。

④ 契約

このように贈与説も、信託説も、joint tenancy 説も、joint account を正当化する法理としてしっくりこないという状況の中で、最も新しく現れたのが契約説である。

この説によれば、joint account 開設によって、銀行は債務者となる。債権者たる預金者が、自らまたは共同名義者に対して、預金の引き出し認めるよう指示したとすれば、それは預金口座契約によってまさに正当化されることになる。

ただし、この説でも、銀行が預金者の指示を受けて、預金者または共同名義者のいずれかに支払いをなすことは正当化できても、共同名義者間の関係については明確でなかった。むしろ、通常は、名義者になっているのであるから、共同名義者は平等の権利を有すると解釈された。

それは、joint account を預金者の便宜のために設定する場合や、預金者が能力喪失の場合の備えとして設定する場合には適切であるとしても、遺言代替方法として、預金者だけが生存中は口座を支配することとは相容れず、結局、単純な契約法理でも正当化は難しいとされた。

Joint account を、一種の第三者のための契約であるとして、預金者が死亡した時点で共同名義者が口座の利益を得るという契約だとすると、それは、結局、遺贈と同じことになり、遺言法の厳しい要件を遵守していないという批判があったからである。

3) 州議会による支援

²⁴ Kepner, *supra* note 1, at 601.

法的な議論はともかく、joint account は一般市民にとって便利な口座とされた。それなら、その声を受けて、州議会が、joint account の有効性を明確にして、市民の希望に応えるような動きに出るのは当然である。

1950 年代までに、ケンタッキー州とルイジアナ州を除く 48 州で、このような方向性の立法がなされた。それらの法律は、大きく見ると次の 3 種に分けることができる²⁵。

① 銀行の保護を目的とする州法

33 州と首都ワシントン地区（コロンビア特別区）、合わせて 34 の法域では、joint account について、共同名義者のいずれかの請求で預金を引き出した場合、それについて銀行は責めを負わないと明記する法律を制定した。

このような州法が制定されて、直接、恩恵を受けるのは金融機関である。顧客の望む joint account を開設し、共同名義者のいずれからの請求（預金引き出し）にも安心して対応することができる。共同名義者間の財産関係に銀行は関与しない。

しかし、このような州法の下でも、アイオワ州、ミネソタ州、ミシシッピ州、ネブラスカ州、そしてウィスコンシン州の裁判所は、それぞれの法律を拡大解釈して、単に、銀行の joint account についての弁済による免責を定めるだけでなく、一步進んで、共同名義者に survivorship の権利（生残者権）を認める趣旨だと判示した。

いずれにせよ、これらの州議会での法律制定は、joint account の支援になるものであり、決して支障となるものではない。

② Joint tenancy 型の州法

州議会による joint account に関する立法として最も古いのは、1907 年のニュー・ヨーク州法だった。この法律では、joint account において一方が死亡し、他方が預金引き出しの請求をした場合、それを認めることが明記された。だが、その意味するところをめぐっていくつもの訴訟が提起され、その結果、1909 年に、ニュー・ヨーク州は、貯蓄銀行法 (Savings Bank Act) を改正し、joint account が開設された場合、それは口座について joint tenancy を認める趣旨だと明記した。

イギリスのように、コモン・ロー上（判例法上）、joint tenancy という特別な合有が認められてきたのとは異なり、ニュー・ヨーク州では、議会制定法によって joint tenancy が joint account に認められたことになる。

その要点は、joint account における共同名義者には、right of survivorship(生残者権)があるという点である。ニュー・ヨーク州は、後に銀行法をさらに改正して、joint and survivorship account を開設した場合、生残者権があるとみなす（それに反対する立証を許さない）と明記した。

このようなニュー・ヨーク州の動きに追随した州が 8 つあり、合わせて 9 つの州が joint tenancy 型、それも州制定法によって joint tenancy と認めた。ただし、これらの州法の中には、joint tenancy として生残者権を認めることに対し、ニュー・ヨーク州法のように反証を許さないのではなく、十分な証拠があれば反証することを認める州法もあった。

このように joint tenancy とされることがどのような法的効果を有するかは、州によって異なる。ただし、最大のポイントは、これらの州ではどこでも joint account により、共同名義者の生残者権が原則として認められるという点である。

③ Joint account について特別な扱いを認める州法

3 番目の類型として、5 つの州では、joint account について、生残者権を認めて共同名義者に権利ありと明記した。これらの州では、裁判所でそれを否定する判決がなされ、その判断を覆すために特別な法律が制定されたところが多い。たとえば、アラバマ州では、

²⁵ 以下の記述は、Kepner, *supra* note 1, at 604 以下による。

1944 年の *Clark v. Young* という判決で、預金者は明確に自分の死亡時点で残額はすべて共同名義者に残すことを意図していたにもかかわらず、そうだとすると遺言法の要式性を備えていないのでその効果を認めることはできないと判示した²⁶。アラバマ州議会は、法律を改正して、このような場合に、共同名義者は残額を所有できるとした²⁷。しかも、当初の預金者は、生存中はすべての預金を引き出すことができるが、それでも生残者権が否定されるわけではないと明記した。要するに、**joint account** を開設する預金者の意思が実現するよう立法で手当てしたわけである。

以上のように、1950 年代半ばまでに、大多数の州では、州議会も支援し、さらにそれに裁判所も従う形で、**joint account** の有効性を認めるような方策がとられた。実際には、すでに **joint account** は市民の間でそれほどに行き渡って利用されており、それをめぐって裁判が続々起こされるような事態を避けるために、これらの法律が制定されたと考えられる。要するに、**joint account** の形で口座を開設することにより、一方で、自分の生存中は口座を自由にかつ完全に支配し、しかしながら、自分が死亡した時点では、口座は共同名義者に移転するという、まさに遺言に代わるような財産承継方法が多くの市民によって求められており、州議会も裁判所もその要請に応えたということである²⁸。

4) 債権者との関係や後見人との関係等

Joint account は、このようにしてアメリカでは、一般的に利用されることになった。そのポイントは、共同名義者に対し、**probate** 手続によることなく、預金者が死亡すると自動的に口座残額が移転する（口座は共同名義者だけのものになる）こと、しかし、預金者の生存中は、口座を支配するのは預金者であり、全額を引き出すこともできれば、共同名義者を実質的に変更することもできること²⁹、要するに、遺言代替方法として簡易かつ便宜な口座だということである。

ただし、銀行がこのような口座の取扱いがどの州でも法的に認められて満足し、預金者および共同名義者はそれに納得していたとしても、この口座について、他にも利害関係人はいる。たとえば、預金者および共同名義者の債権者はどのような関係に立つのか。配偶者が共同名義者でない場合、配偶者はどうか。あるいは、預金者が財産管理能力を喪失して後見人が付された場合、後見人はどのような立場に立つのか、というような問題である。

① **Joint account** の名称・形式と性質

銀行の実務としては、**joint account** の趣旨を明確にするために、**joint and survivorship account** と口座の名称を変更するところも現れた。ただし、裁判所では、このような口座の名称ではなく、重要なのは預金者の意図だとされている³⁰。なお、**joint account** を開設した場合、キャッシュ・カードは、預金者・共同名義者の両方に与えられる³¹。銀行としてはど

²⁶ *Clark v. Young*, 246 Ala. 529, 21 So.2d 331 (1944).

²⁷ Ala.. Code tit. 5, § 128(2a) (Supp. 1949).

²⁸ See Kepner, *supra* note 1, at 612.

²⁹ 共同名義の口座であるから、共同名義者を一方的に変更することは一見すると難しそうだが、全額を引き出して、別に **joint account** を開設することで実務的には簡単に対処できる。銀行約定によっては、より明確に、預金者に口座の撤回権（解約権）を認める場合もある。

³⁰ Kepner, *supra* note 1, at 614.

³¹ 後に紹介するメリル・リンチをめぐる判例では、証券口座の **joint account** でも共同名義者両者に **check card** が交付されている。かつてのように、小切手を切るのも、小切手帳という紙にサインするのではなく、カードによる小切手での支払いが行われている。もちろ

これらの預金引き出しも有効として、銀行は免責される。遺言代替方法としてだけ、このような口座が作られる場合、預金者・共同名義者の合意により、預金者の生存中は預金者だけが預金引き出しを行うことになる。

要するに、共同名義者は、自分用のキャッシュ・カードももつのであるから、形式的には預金者の生存中も預金引き出しの権利を有する。そのような形式をとることによって、実質は死亡時点での贈与であるにもかかわらず、すでにその前から権利(present interest)を与えられるので、遺言法との抵触はないとされる。ただし、実質的に、当事者間では、預金者だけがこの口座を管理・支配するという了解ができていたわけである。

州の議会や裁判所も、もしもこのような意図が預金者の意図であるのなら、それを尊重する方向に動き、遺言代替方法としての joint account 開設を支援する傾向を示した。

しかしながら、先に述べたように、銀行口座には他にも種類がある。

まず、A or B、または A and B という複数の名義で口座が開設される場合であっても、joint account ではなく agency account とされる場合がある。これは預金者の意図として、共同名義者である B は、自分の代理人であり、自分のために預金引き出し等の事務を行う存在だというケースである。もちろんこの場合、預金者死亡の時点で、B に生残者権はない。それどころか、生存中も B 自身のために引き出す権利もない。このように A 自身の便宜のために A and B account を開設する場合には、その趣旨を明示しておくことが不可欠となる。

ただし、銀行側としては、代理権があるので A の生存中に B が預金を引き出すことに対応することに何ら問題はない。問題が生ずるのは、A の死亡時点で B が残額を引き出すとする場合であり、アメリカでは A の死亡時点で代理権は自動的に終了するので、B には本来なら何ら権利がないことになる。したがって、B からの預金引き出しを認めてはいけないことになる。銀行にとっても、agency account にすぎないのかどうかを、当初から、明らかにしておく必要がある。しかし、銀行としては、明確でない場合は当然引き出しに応じて、しかも何らその責任を負わないという免責条項を入れておくことになる。

次に、現在のアメリカでは、POD account という手段も、遺言代替方法として広く認められると前に述べた。だが、1950 年代においては、この方法はいずれの裁判所でも効果を認めなかった³²。その当時は、まさに遺言法を潜脱するものとして、効果が否定されたのである。言い換えれば、その当時は、銀行口座に関し、probate 手続を回避するためには、joint account か、または何らかの信託設定しか方法がなかった。Joint account の有用性が、現在以上に大きかったといえる³³。

② 債権者との関係

Joint account について債権者がどのような立場に立つかが問題となる。預金者については、生存中は自らが口座を支配しているわけであるから、当然、預金者の債権者はこの銀行口座を差し押さえることができる。しかし、実際には、このような訴訟はきわめて少ないという。

問題は、共同名義者の債権者である。形式上は、共同名義者も、口座開設と同時に現在の利益(権利)を得るわけであるから、共同名義者の債権者は、この口座にかかってゆけそうである。実際、ミネソタ州の最高裁は、1951 年の判決で、joint account のいずれの名義人の債権者もこの口座を差し押さえることができると判示した³⁴。しかし、他の州の裁判

んこれで現金を引き出すこともできる。

³² Kepner, *supra* note 1, at 615.

³³ ただし、現在では、遺言代替方法としては完全型の POD 口座が認められているので、joint account が不要になったかといえば必ずしもそうではない。Joint account は、本稿でも強調しているように、単なる遺言代替ではなく、他の用途にも使えて、利用者にはきわめて便利だからである。その代わり、その性格が一義的に決まらず曖昧さを残すことにもなる。

³⁴ Park Enterprise Inc. v. Trach, 233 Minn. 467, 47 N.W.2d 194 (1951).

所の大半は、joint account はあくまでも預金者の便宜のために開設されたと異議を申し立てれば、共同名義者の債権者には手を出せないものとなると結論づけた³⁵。

③ 後見人との関係

預金者が財産管理能力を喪失し、後見人が付された場合、後見人と joint account の関係が問題となる。判例では、預金者と同じ権限を後見人が行使できるわけではないとされている。具体的には、預金者にほかに財産があり、その生活を維持するに十分である場合、後見人は joint account から預金を引き出すことはできない³⁶。要するに、基本的に、預金者に後見人が付された場合でも、当初の joint account 開設の目的が尊重されるわけである。もちろん、預金者の財産管理能力喪失に伴い、多額の医療費・療養費がかかる事態となり、その費用を賄うために必要なら、後見人による預金の引き出しが可能となる。

④ 預金者との配偶者との関係

Joint account の圧倒的多数は、夫と妻が当事者となる joint account であると思われるが、夫が妻以外の第三者と joint account を開設した場合、妻には何らかの異議申立ができるか否かが問題となる。実際には、このような事件が争われたケースは稀であるものの、ニュー・ヨーク州ではその実例があった。ニュー・ヨーク州には、前に述べたように、州議会の法律によって、joint account が開設された場合、預金者の死亡時点で、生残者である共同名義人に口座のすべての権利が移転するとみなすことが明記されている³⁷。したがって、ニュー・ヨーク州の裁判所は、この法律の趣旨に従い、預金者が死亡して寡婦となった妻からの joint account に対する訴えを認めなかった。

以上を要約すると、1950 年代半ばまでに、アメリカにおいては、全体的な傾向として、joint account が広く利用されるとともに、各州議会も裁判所も、法律的な理屈づけはともかく、預金者の意図を尊重し、預金者の生存中に口座を支配するのは預金者とし、預金者死亡時点で共同名義者に口座に関する財産権が自動的に移転するのを認める方向性を示した。

ただし、注意すべきは、アメリカの場合、州ごとに法が異なるのは当然とされているため、joint account についても、細かな点では州ごとにさまざまな違いが見られることである。たとえば、共同名義者の right of survivorship（生残者権）がどこでも認められるといっても、州によっては、法律でみなし規定があつて、詐欺や不当威圧を立証した場合は別として、共同名義者の権利が強く保護されるところと、そうではなく一般的な推定規定だけがあり、異議を申し立てる人に生残者権を認める趣旨ではないとの反証を許すところがある。

アメリカでは、特に商取引について、州によって法が異なるのをよしとせず、同じ統一州法をすべての州で採択することで統一を図る例がないわけではない（最も有名な成功例は、統一商事法典=Uniform Commercial Code であり、49 州とコロンビア特別区でほぼ同一の法律を制定している）。しかし、joint account について、1950 年代においてそのような動きはなかった³⁸。

³⁵ Kepner, supra note 1, at 617.

³⁶ Kepner, supra note 1, at 619-620.

³⁷ Inda v. Inda, 288 N.Y. 315, 43 N.E.2d 59 (1942); Hart v. Hart, 81 N.Y.S.2d 764 (Sup. Ct. 1948).

³⁸ アメリカの各州で、joint account についても、細かな点でいかに法制度が異なるかについては、Kepner, supra note 1 and Do., Five More Years of the Joint Bank Account Muddle, 26 Univ. of Chicago L. Rev. 376 (1959)を参照されたい。後者の論文では、前者の論文の末尾で著者が提案した joint account についての統一モデル州法案が採択されず、州

4 残る課題—joint account の曖昧さまたは多様な機能

現代のアメリカにおいて、joint account はすべての州で幅広く利用されている。だが、そのことは、課題が消滅したという意味ではない。

最大の課題は、joint account があまりに便利であり、多様な役割を果たすことができるために、joint account という名称の口座を開設しただけでは、預金者が真に何を意図していたかに曖昧さが残る点である。曖昧さがあれば、紛争が起きる。これがアメリカの（あるいはアメリカのみならずどこでも起こる）状況である。現状において、どのような問題点があるかを指摘する 2014 年の論文 Gregory Eddington, *Survivorship Rights in Joint Bank Accounts: A Misbegotten Presumption of Intent* (2014)を紹介して、その点を明らかにする³⁹。

1) Joint account の 3 つの役割

すでに 3 の 1) の部分で述べたように、joint account は、当初の遺言代替方法の役割だけでなく、実際には、預金者の便宜（利益）のために、他の利用も可能とされ、現実にもそのために利用されることも多かった。繰り返しになるが、joint account の役割には少なくとも次の 3 種がある。

第 1 に、joint account は、たとえば A と B が共同の名義人だとすると、形式上はどちらも口座の保有者であり、A も B も預金を引き出す権限がある。特に、A と B が夫婦の場合、婚姻生活を賄う口座を共同名義で作し、夫婦の生活に必要な支払いをこの口座からすることが考えられる。この場合、小切手であれ、キャッシュ・カードであれ、A と B がそれぞれこの口座を根拠に取引（支払い）ができることが便宜である。実際、預金を預けるのも、A だけでなく、B もまた一定額を預ける場合もある。

このような場合、joint account は、まさに A と B との共同の口座であり、A ばかりではなく、B にも預金を引き出す現在の権利が認められる。言い換えれば、A だけが口座を支配するとはいえない。ただし、このような場合には、A が死亡した時点で、口座の支配をすべて B に委ねる意思もあると考えられる。

第 2 に、アメリカでも認知症その他高齢化に伴う病気の問題が意識されるようになると、A が自分の財産管理能力喪失に備えて joint account にすることもある。この場合、アメリカでは持続的代理権をあらかじめ B に付与するという簡便な方法もあるが⁴⁰、その方法知らない市民もいるだろう。自らの口座に、B を共同名義人として加えて joint account にする。それによって持続的代理権の委任と同じ役割を果たすことができれば、それもまた便宜である。この場合、A が、自分の死亡時点において B に口座の権利を移転する意図があるかは、必ずしも明らかではない。すぐ後に紹介する 2014 年の論文も、その点を問題視している⁴¹。

第 3 に、これまで本稿で主として扱ってきた joint account は、probate 手続を経ずに、

議会が相変わらずさまざまなタイプの法律を制定・改正している様子が記述されている。

³⁹ 前掲注 18 参照。

⁴⁰ 樋口範雄『アメリカ代理法』236 頁（第 2 版・弘文堂・2017）。

⁴¹ Eddington, *supra* note 18, at 175.

口座を A が意図した相手に承継させたいとする希望を実現するためのものである。便利な遺言代替方法として、アメリカでも古くから利用され、これまで述べたようにそれを正当化する法理に苦勞こそあったものの、どこの州でも、A の意図が実現するように州議会や裁判所も協力した。

2) Joint account が口座の承継まで意図していない場合

Joint account が多様な役割を果たすこと自体は、喜ばしいことである。このように多様な役割を果たす法制度であるからこそ、現代のアメリカにおいて広く市民に利用されているのであろう。

だが、特に第 2 の役割を果たす場合、預金者は、まさに自分が財産管理能力を喪失するような緊急事態に備えて、持続的代理権という本来あるべき法制度の代わりに、joint account を利用している。このようなケースでは、その後、A が死亡した時点で、B に対し生残者権を認めて口座の財産的権利を移転してよいものだろうか。2014 年に公表された論文は、まさにそれを指摘する⁴²。以下、その内容を簡単に紹介する。なお、この論文では、現在のアメリカにおける joint account に関する各州法の状況にもふれているので、その紹介を兼ねて、現代の joint account に残る課題の一端を説明する。

この論文によれば、現代のアメリカにおいて共同名義人への贈与（特に死亡時における贈与）を意図せずに、joint account を開設する、あるいは単独名義の口座に、共同名義者を加える理由として、2 つの場合があるという⁴³。

第 1 は、すでに何度か述べたように、持続的代理権の代用として joint account にする場合であり、これは本人が口座管理能力を喪失する事態に備えて、共同名義者を作っておき、本人のための代理人として口座を維持するためのものである。いわば、agency account として利用するというものである。

第 2 に、アメリカでも預金についてその一定額までは、金融機関の倒産時にも保護する制度があり、Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC、連邦預金保険公社) がその任務にあたっている。保険のカバーする金額は、1 口座あたり 25 万ドルまでとされているが、joint account にすると、それが倍になる。それならリスクを回避・軽減するために、joint account にする方が有利である。

これらの理由で joint account を開設する場合、預金者は、共同名義者への財産移転を必ずしも意図していない。それにもかかわらず、joint account が広く利用される現代のアメリカにおいては、joint account に生残者権が伴うことを原則とするような法制度がどこの州にも見られ、それはおかしいとこの論文の著者は批判している。

たとえば、1994 年のオハイオ州の判決で、「裁判所は、今や、joint and survivorship

⁴² Ibid.

⁴³ Eddington, *supra* note 18, at 189-190.

account が開設された場合、それが伝統的なコモン・ロー（判例法）上の財産移転の手段には適合しないとしても、独自の存在意義があると、各州で遅速はあるものの認めるようになってきた」⁴⁴と明言されるように、joint account はアメリカではほぼどこでも確立した存在となった。

だが、その認め方には各州法で差異があり、この論文では、次に述べるような 5 つのタイプに分かれると分析している⁴⁵。以下、その数の多いタイプから順に説明する。

3) 現在のアメリカにおける joint account に関する各州法—5 つの類型

① 明白かつ説得力ある証拠による反証がない限り、生存者権による財産移転ありとする州（20州）⁴⁶

Joint account の名前や約定に survivorship（生存者権）と明記していなくとも、joint account 開設は、当然、預金者死亡時点で口座の財産権が共同名義者に自動的に移転させる趣旨だと強く推定するもの。アメリカにおいて、統一遺産管理法典(Uniform Probate Code)は相続等、死亡に伴う財産移転の統一モデル州法案として相当の影響力を有するが、元々のモデル法案もこの立場をとった。そのコメントは、「joint account を利用する大多数の人は、自分の死亡後に生き残っている共同名義者に、死亡時点で残っている口座の残額を所有することを望んでいる」⁴⁷と明記した。

この統一遺産管理法典では、このような強い推定を覆すために、それがはっきりとわかるような別の選択肢としての joint account の書式が、銀行実務の中で作り上げられるだろうと述べられていた。しかし、実際には、そのような選択肢は提供されず、ほとんどの州で、一般市民は、それぞれの金融機関が提供する単一の joint account の書式にサインをし、これらの州ではそれによって、生存者権による移転を意図したものと強く推定されることになった。しかも、この強い推定を覆すのはきわめて難しいとするのが判例である。

結果として、それでは不都合だとするような事例も生まれていると、この論文は指摘する。Estate of Chappell v. Gillespie という 1997 年のサウス・カロライナ州判決がそれである⁴⁸。

この事件では、被相続人は遺言の中で、原告に対し、不動産と 1 万 5000 ドル相当の動産、その他の財産の 4 分の 3 を残すと明記した。最後の部分の財産の 4 分の 1 については、遺言執行者に残すとした。遺言作成の 3 日後、被相続人は遺言執行者とともに銀行へ行き、単独口座に、遺言執行者の名前を加えて joint account を設定した。その際、銀行担当者からは、32 頁にわたる joint account 説明書を受け取り、その中には、joint account を設定した場合、共同名義者（この場合、遺言執行者）に預金者死亡時点で口座が移転することも書かれていたが、口頭での説明はなかった。数週間後、被相続人は死亡し、その時点でこの口座の残額は 8 万 1000 ドルもあり、それは全遺産の半分になるものだった。だが、裁

⁴⁴ Wright v. Bloom, 635 N.E.2d 31, 37 (Ohio 1994).

⁴⁵ 以下の記述は Eddington, supra note 18, at 194 以下による。

⁴⁶ 20 州の内訳と、その法的対応の違いを含めて参照。Eddington, supra note 18, at 195, n.81.

⁴⁷ Uniform Probate Code (UPC) § 6□104 cmt. (2004),

⁴⁸ Estate of Chappell v. Gillespie, 491 S.E.2d 267 (S.C. Ct. App. 1997).

判所は、遺言の内容やこの間の経緯を含めた状況証拠では、生残者権を否定するに足る明確かつ説得力ある証拠とはいえないとして、遺言執行者にすべての残額を与えた⁴⁹。

② 1989 年の UPC を採用した州—預金者選択の明示（9 州とコロンビア特別区⁵⁰）

1989 年の統一遺産管理法典は、それまでの joint account に関する規定を一新した⁵¹。その特徴は、joint account について、それがどのような意味を持つものかをはっきりと預金者に選択させるということである。具体的には、共同名義者を代理人として利用する agency account だという項目、そうではなく、共同名義者に生残者権を与える口座だと明記する項目、さらに単独口座だが、POD 条項付きで、自らの死亡時点で誰に移転するかを指示する項目、など列挙され、そのいずれかにチェックする形の書式が提供される。

ただし、預金者がいずれかの項目にチェックすると、それは強い拘束力を有し、それに従って行動した銀行は保護されて免責される。

しかしながら、同じ統一遺産管理法典の別の条項では、これらの書式によって joint account が開設された場合、生残者権が付属しないと明記しない限りは、生残者権があるとみなされるとも規定されており、原則は、「joint account に生残者権あり」、言い換えれば、それは遺言代替方法の 1 つであるとの立場がとられた。もっとも、書式を利用しないで joint account が開設された場合には生残者権ありとの推定は弱く、それに反証する当事者は、優越的証拠の程度で反証すれば十分だとされた。

口座を開設する際に、どのような目的で口座を開設するかの選択肢を明示し、預金者に選択させる点で、紛争の余地が少なくなったといえるが、最大の問題は、これら選択肢の 1 つひとつの意味について、預金者が十分理解しているかを保証できない点である。

③ 生残者権（survivorship）という用語が使われていれば、生残者権ありとされる州法（7 州⁵²）

Joint account 開設の条項に、survivorship という用語が入っていれば、必ず共同名義者に生残者権ありとする州である。①の元々の統一遺産管理法典では、強い推定を受ける（明白かつ説得力ある証拠による反証でないと覆せない）といっても、反証の可能性があったから、それよりもはるかに強く生残者権を認める州である。

このようなアプローチにも問題があるとする事例として、2011 年のオクラホマ州最高裁判決がある⁵³。この事件では、預金者は自分の単独口座に共同名義者として甥を付け加えた。この口座は、主として預金者の医療費等に充てるためであり、自らが死亡した際には、自分の遺産に含まれて配分されるという外部証拠もあった。しかし、joint account には、生残者条項があり、オクラホマ州最高裁の多数意見は、この口座の約定がすべてであり、甥がこの口座を承継すると判断した。

したがって、joint account の条項に、生残者権があることをこれらの州では重視しすぎているとの批判もある。実際には、預金者は、joint account の細かな条項を読みもせず、あるいは銀行の担当者にその意義を尋ねた場合であっても、法的に正確な助言を受けるとは限らない。にもかかわらず、これらの州では確定的に生残者権ありとされるわけである。

④ 生残者権が明示されている場合はそれが決定的となり、逆にそれが言及されてい

⁴⁹ この論文（前注 17）の著者は、これは預金者の本当の意図を実現したのではないのではないか、強い推定が誤った判断を裁判所にさせているのではないかと批判している。

⁵⁰ Eddington, *supra* note 18, at 200, n.101.

⁵¹ Uniform Probate Code (UPC) § § 6-201 through 6-227. The Uniform Multiple-Person Accounts Act が制定されて、UPC に吸収された。

⁵² Eddington, *supra* note 18, at 204, n.124.

⁵³ In the Matter of the Estate of Metz, 2011 OK 26, 256 P3d 45.

ければ、生残者権なしとする州（5州⁵⁴）

テキサス州をはじめとする5州では、州議会の制定法または判例法によって、**joint account** の約定に生残者権ありと明記されている場合は、それに対する反証を許さず、共同名義者に生残者権ありとし、逆にそのような規定がない場合は、確定的に生残者権なしとする。このルールの特長は、きわめて明瞭な線引きがなされていることであり、それによって紛争の余地を少なくしている。

問題があるとすれば、実際に **joint account** の預金者が、このようなルールであることを十分に理解して、選択しているか否かである。

⑤ 生残者権があることの積極的な立証か、または生残者権に対する反証を他州に比べて容易に認める州（4州⁵⁵）

マサチューセッツ州をはじめとする4州では、生残者権を認めるのに慎重である。それが認められるには、**joint account** の約定に生残者権という用語が明記される必要があり、しかもそれがあったとしても、それに対する反証を認める。

4) 残る課題

以上のように、アメリカでは、**joint account** の法的取扱いについても、州によって異なる。だが、重要な点は、大多数の州で、**joint account** が開設された場合に預金者（あるいは共同名義者の一方）が死亡した場合、生き残っている人（生残者）に口座の管理権も所有権も移転するという扱いに好意的だということである。

何しろ生き残った人も口座の名義人なのであるから、当然当該口座の利用ができるはずだとする素朴な考え方や、それを支持する社会的背景として、20世紀後半以降、さまざまな遺言代替方法が工夫され、**joint account** もその1つと考えることが普通のこととされるようになったことがある。

だが、それは、現在において **joint account** について課題がすべて解消されたことを意味しない。

そもそも、アメリカの **joint account** はあまりに便利なものであるために、さまざまな利用がなされ、それによって **joint account** の目的や性格が他の **joint account** と異なる場合がある。しかも、遺言代替方法として利用する際にも、従来の法概念に合わせるために、一方では、預金者生存中は共同名義者に権利はあるとしてもそれを行使しないことが期待され、他方では、預金者が死亡した時点で、自動的に口座の権利がすべて生残者に移転するという仕組みだとされた。あくまで遺贈ではなく、したがって遺言法の規制を受けないとするために、**joint account** 開設時点で、共同名義者に何らかの権利が与えられるとしながら、実質的には、預金者だけが口座を支配するという変則的な法制度が発達したのである⁵⁶。

これまでの記述から、アメリカにおける **joint account** の利用法には、次のようなさまざまな形態があることがわかった。

① 共働きの夫婦が、共同生活のための **joint account** を開設する。この場合は、両方が預金を拠出し、どちらも預金を引き出して、あるいは小切手を切って、生活の用に充てることができる。両者に生存中も権利があり、他方が死亡した場合、預金残額は生残者に移転することになる。これも一種の遺言代替方法であるが、共同名義者に他方の生存中も現

⁵⁴ Eddington, *supra* note 18, at 207, n.134.

⁵⁵ Eddington, *supra* note 18, at 210.

⁵⁶ 遺言代替方法としての **joint account** については、多くの場合、共同名義者は、そのような **joint account** が開設されたことを（少なくとも当初は）知らないことすら多い。Comment (P. Thomas Pogge, Further Refinements in the Law of Joint Bank Accounts, 5 Creighton Law Rev. 302 (1972)).

実的な権利がある点が重要である。これは伝統的な法概念によれば、joint tenancy であり、夫婦については特に joint tenancy by the entirety と呼ばれてきた。

② だが、新たな遺言代替方法としての joint account は、共同名義者は、通常、預金を拠出し、場合によっては、口座の存在すら当初は知らない。預金者が死亡を予期した時点で、このような口座の存在を知らされて、joint account の残額を受け取ることになる。そしてその残額は、預金者の遺産に入らず、probate 手続の対象とならない。

③ Joint account には他の利用法もある。A and B account という名義だけではわからないが、A（預金者）だけが預金を拠出し、B は A の要望に応じて、A のために預金を引き出し、A の生活の用にあてる。要するに、この場合の joint account は、agency account であり、B は A のための代理人にすぎない。Joint account も A のための便宜になる口座ということである。このようなケースでは、B に生残者権があるとは限らない。

④ A（預金者）の便宜という点で、近年、注目されているのは、A の財産管理能力喪失時に、B が A のために働いてくれるという場合である。成年後見手続を踏む時間や費用が不要になること、さらに持続的代理権の委任というような素人にはわかりにくい方法をとらなくとも、B に対し、joint account の趣旨を伝えておけば、その代用品となる。この場合にも、A が死亡した時点で、B に生残者権があるとは限らない。

先に述べた各州法の状況と、以上のような joint account 利用の多様性を考えると、現代に残る課題は、圧倒的多数の州法が、生残者権ありとの立場をとっていることである。今述べたように、上記③や④の場合には、預金者の意思と合致しない場合もあるということである。要するに、joint account の便利さが、かえって逆効果を生んで、さまざまな目的で利用できるために、場合によっては、誤解と混乱を生むことがあるわけである。

しかし、本稿にとって重要な点は、アメリカでは、遺言代替方法の1つとして joint account が利用できることの通念が形成されており、probate 手続を経ずに、預金者が死亡した時点で自動的に共同名義者に口座の残額が移転する。さらに、その場合、共同名義者の単独口座になってしまうが、その共同名義者が死亡した時点で probate 手続が必要になるのを防止するためには、新たな共同名義者を加えるだけでよい。

さらに、アメリカでも高齢社会が意識されるようになり、高齢の時代が長く続けば、認知症などに罹患し、預金者が財産管理能力を失う事態に備える必要が生ずる。その際に、joint account はそのような場合にも対処できる手段となる。上記④のケースで、共同名義者は持続的代理権を有する代理人と同じ役割を果たすが、さらに、生残者権を明記することにより、1つの joint account に、agency account と遺言代替方法の両方の役割を果たさせるわけである。

アメリカの場合、同じことは、銀行口座（単独口座）について、持続的代理権の委任と、信託を組み合わせることで達成できるのであるが、joint account にして、信頼できる人であり口座の残額を贈与したいと考える人を共同名義者にするだけでいいのであれば、その方がよほど容易で簡便な手段である。

5 Joint account—預金口座の場合と証券口座の場合

これまで、銀行口座についての joint account に関するアメリカ法の動向を述べてきた。その要点は、probate 手続なしに、預金者が共同名義者に預金者死亡時において自動的に財産移転する手段として利用されたが、遺贈にあたるのではないかなど当初はそれを認めることに抵抗があった。だが、今や、単独口座に P O D 条項を付ければそれによって指名された人に口座は移転するから、アメリカでは、遺言代替方法に対する抵抗感はほとんどないといってよい。その結果、法律構成はともかくとして、joint account に生残者権ありと明示すれば（あるいは明示しなくとも）、預金者死亡時において共同名義者に口座の財産権

が完全に移転することは承認されたといっただけよい。

しかしながら、**joint account** には、他の利用法もなされていた。預金者が生存中において、とりわけ財産管理能力を失った場合に、共同名義人が預金者に代わって財産管理をしてくればこれほど便利なことはない。少なくとも **joint account** については、あわてて成年後見手続を申し立てる必要もなければ、持続的代理権委任状を事前に交付しておく必要もないからである。共同名義者が信頼できる限り、預金者の生前は一種の代理人として、死亡時点では財産承継人として、難しい手続を省略して、預金者の願ったことを実現できる。

同じことが、証券口座についてもいえるだろうか。上記のような 2 つの利点は、証券口座についてもあてはまりそうである。そうだとすると、銀行口座についての議論の歴史は、そのまま証券口座にも適用される。その実例を、いくつかの証券会社の口座説明書に見ることができる。

【フィデリティの **joint account** に関する証券口座説明書】

まず、フィデリティの口座説明書は、口座開設の前に、下記のように **joint account** の基本的性格を明らかにしている⁵⁷。

A joint owner or any one of multiple trustees can place any order in a joint account or trust account (including removing all of the assets) without the approval of the other owner(s) or trustee(s) and without any obligation on Fidelity's part to question the action.

要するに、**joint account** の共同名義者のいずれもが、他の共同名義者の承諾なしに、単独で証券会社に指示をする権利（口座のすべての財産を引き出すことを含む）があり、それに従って行動した証券会社はそれによる責任を負わないということである。

これは、銀行の **joint account** について、多くの州で制定された銀行を保護する趣旨の法律と同様のことが、証券会社の **joint account** にもあてはまると明記したものである。証券口座についても、**joint account** 開設の趣旨目的は人によって多様であるが、誰を共同名義者にするか、その目的が何は、開設者が熟慮して行えということである。そうでないと、この記述にあるように、口座開設者が生存中知らない間に、共同名義者がすべて財産を取得してしまうリスクがある。

この説明書では、さらに **joint account** 開設の法的な意義を、次のように記述している。

① **Joint account** について、何らかの法的責任が生じた場合、共同名義者は連帯責任を負う。

② 共同名義者それぞれは、単独で、小切手を切ること、口座の財産を引き出すこと、

⁵⁷ Fidelity の口座開設契約書は下記で見ることができる。

http://personal.fidelity.com/accounts/mando/margin_agreement.pdf

口座を担保にして借入れをすることもできる。要するに、口座の全財産について、あたかも単独で所有すると同じ権限を有する。ただし、他の名義人を口座から排除することはできない。

→したがって、この点では、遺言代替方法として利用する場合でも、財産承継者を変更できないことになる。ただし、銀行の **joint account** について述べたように、まず全財産を口座から引き出して、新たに **joint account** を他の共同名義者と開設することで同じ目的は達成できる。

→逆に、小切手も切れるということであるから、日常生活の用に供することもできるということである。そうであるなら、開設者の便宜のため、共同名義者を一種の代理人として、利用するような **joint account** の利用もできるわけである。

③しかしながら、証券会社は、**notice to one is notice to all**（1人への通知は全員への通知）という原則に基づき、共同名義者のうちの1人にだけ、**joint account** に関する計算報告書等を通知すればそれ以上の義務はないとされる。

→つまり、共同名義者になっている人には何の情報も提供しないことがありうる。それなら、開設者が生存中は実質的に口座を支配することができる。

④夫婦で **joint account** の共同名義者になっている場合、アメリカでは 50 州のうち 41 州は **common law states**（夫婦別産制の州）であるのに対し、9 州⁵⁸は **community property states**（共有財産制の州）である。

→後者の州において、夫婦で **joint account** を開設すると、夫婦になってから得た財産は（一方が贈与や相続で得た財産を除いて）、一方の名義で取得した財産であっても自動的に共有財産となる（半分ずつの権利をもつ）。したがって、これらの州でそれに反するような効果を **joint account** にもたせようとしてもそれはできない。たとえば、実際には、共同名義者を代理人のように取り扱うような **joint account** を開設しようとしても、これらの州では代理人ではなく、持ち分を半分有する所有者になる。別産制をとる大多数の州では、夫婦で **joint account** を開設した場合、原則として、口座への拠出分の割合に応じて持ち分が定まる。一方だけしか拠出せず、他方を代理人のように利用しようと思えばそれも可能となる。ただし、別産制の州でも、離婚時の財産分与では、公正な配分が行われるようになってきており、共有財産制の州に近い取り扱いが行われる。

④ **Joint account** に **survivorship**（生存者権）が明示されているか、配偶者間の特別な合有（**joint tenancy by the entirety**）にあるとされる州では、共同名義者の一方の死亡により、自動的に、生存者に口座の財産が移転する。

→したがって、このようにして証券口座も、遺言代替方法として、つまり **probate** 手続にのせず、遺産に入れない財産として処理することができる。

⑤ 場合によっては、**joint account** を **tenants in common** として開設することもできる。

⁵⁸ Arizona, California, Idaho, Louisiana, Nevada, New Mexico, Texas, Washington, and Wisconsin の 9 州である。

これは、日本法上の『共有』にあたり⁵⁹、それぞれが持ち分を譲渡することもできれば、自分の持ち分以上の財産を共同名義者が引き出せば、超過分を求償することもできる。

→何より重要なのはその場合、一方が死亡しても他の共同名義者に財産権が移転しない。そうではなく死亡者の持ち分が遺産に属する。したがって、本稿の観点からいえば、このような意味での、**joint account** の開設には、ほとんど効用や意味がない。

【メрил・リンチの **joint account** に関する証券口座説明書】

この説明書の要点も、フィデリティの場合と同様である。ただし、いくつかの相違点もある。

- ① この説明書では、**joint account** に何も指示がなければ、**joint account** は共有(**tenants in common**)と扱われると明記される。共有とされれば、それぞれの共同名義者は持ち分を譲渡することもできるし、一方が死亡した場合には、その持ち分はそれぞれの遺産に組み込まれる。要するに、このような **joint account** には、遺言代替方法としての機能はない。ただし、責任の方は連帯責任とされる。
- ② 準拠法は原則として、ニュー・ヨーク州法であり、管轄条項により、訴訟になった場合は、ニュー・ヨークの州裁判所または連邦裁判所に係属する旨が、明記されている。
- ③ それぞれの共同名義者は、口座全体について取引をすることができる。それについて、メрил・リンチは責任を負わない。
→したがって、一方が実質上、口座管理の代理人として行動することができる。より具体的にいえば、一方が財産管理能力を喪失した場合でも、他方がきちんと口座全体の管理をすることができる。
- ④ 開設時の契約書に、**with right of survivorship** と明記すれば、一方が死亡した時点で自動的に口座の財産権はすべて生残者に移転するとされ、逆に **without survivorship** と明記すれば（あるいは明記しなくとも）、その場合は死亡者の遺産に持ち分（通常は口座の2分の1とされる）が組み込まれる。

さらに、**joint account** の名義者すべては、次のような選択肢にチェックして明示的な選択をするよう求められる。

The legal ownership of the account shall be in the form designated below: (mark one box only)

NOTE: Joint ownership of property entails important legal and tax consequences. Please consult your attorney regarding which form of joint ownership is appropriate in your circumstances and in your place of residence. No MLPF&S representative is authorized to provide any advice regarding your choice of joint ownership.

⁵⁹ この概念については、板持、前掲注 14 の文献参照。

- JTWROS: Joint Tenancy with Right of Survivorship (not available for Louisiana residents) If one owner dies, his/her interest passes to the surviving owner(s). (おそらく最初に掲げられていることから、これが基本形であろう。生残者権があり、一方が死亡すれば、その時点で自動的に口座の財産権はすべて他方の名義人に移転する。ただし、ルイジアナ州ではこのような財産保有を認めていないので、ルイジアナ州を除くとされる)
- TIC: Joint Tenancy without Right of Survivorship, also known as Tenants in Common (in Louisiana, may be known as Ownership in Indivision) If one owner dies, his/her interest passes to his/her estate. (生残者権のない joint account であり、いずれが死亡してもその持ち分は遺産に移転する。生存中も、共有として扱われ、それぞれの持ち分を譲渡することができるなど、それぞれの独立性が強く認められる)
- ATBE: As Tenants by Entireties (for married persons, only in states where applicable) (夫婦に認められる特別な合有である tenancy by the entirety を認める州では、夫婦で joint account を開設すると、自動的にこのような口座になる。一方が死亡した時点で、残された配偶者に口座のすべてが移転する)
- COMMPROP: Community Property (for married persons, only in states where applicable) (共有財産制をとる州では、joint account を夫婦で開設すれば当然ここにチェックすることになる。一方が死亡すれば、他方に自動的に口座のすべてが移転する)
- Survivorship Marital Property: For married Wisconsin residents only (ウィスコンシン州は議会制定法で夫婦共有財産制を採用したが、夫婦共有財産である joint account についても生残者権ありとするものとなしにするものとの選択が可能である。こちらは生残者権あり、次項はなしという趣旨である)
- Marital Property: For married Wisconsin residents only

これらのいずれかにチェックすることにより、当該 joint account がどのような法的性格のものかが、当事者だけでなくメルル・リンチにも理解できるようになっている。

以上2つの代表的証券会社の joint account の基本的説明を読むと、銀行口座に関する joint account と証券口座としての joint account の性格は、同じものだと判断することができる。

第1に、生残者権の明確に付与して、遺言代替方法としての利用が可能である。Probate 手続に行くことなく口座の財産を死亡時点ですぐに移転することができる。ただし、単純に、共同名義者を一方的に変更することはできないようであるから、その点では、遺言（撤回自由を大きな要素とする）と異なるようであるが、単独でもあらゆる行為をすることができるのであるから、口座の財産をいったんすべて引き出して、別の人と新たに joint account を開設することで同じ目的が達成できる。

第2に、自分が財産管理能力を失った場合に備えて、**joint account** については、共同名義者に、財産管理を委ねることもできる。この場合、**joint account** は、成年後見制度や持続的代理権の代用をする。

第3に、この口座を根拠に小切手を切ることもできるとあるから、日常的な用途での口座利用について、相手方たる共同名義者に管理と利用を委ねることもできる。もちろん、相手方が、自分を裏切って、自己の利益だけを追求するリスクはあるが（そしてそれについて、証券会社は責任を負わない）、自らが信用した相手に委ねるのであるから、それは仕方ないことである。

ただし、現実の実務において、証券口座における **joint account with survivorship** がどれだけ利用されているかは、別の問題である。ただし、代表的な証券会社の口座開設の説明書に **joint account** の記述があるのであるから、さらに銀行口座と同様に多様な利用法が考えられるのであるから、一定の利用はされていると推測できる。

実例として、メリル・リンチが巻き込まれた裁判がある。以下、簡単に紹介する。

【Varela v. Bernachea (Fla. 2005)】⁶⁰

Bernachea（以下、B）は、アルゼンチンの弁護士である。Varela（以下、V）もアルゼンチン人で、2人はブエノス・アイレスで2000年後半に出会った。当時、Bは30年以上の実務経験を経て引退しており、アメリカでのビジネスや不動産投資を行っていた。2001年に、VはBが所有するフロリダの別荘に同居することになった。2002年、Bは自分が保有するメリル・リンチの証券口座（単独口座）にVの名前を付け加えた。その際、**joint account** の意味するところについて、スペイン語による説明を受けた。Vは、それとともに **Visa check card** を受け取り、この口座について自由に利用できるようになった。

ところがBが発作で倒れ、Bの娘たちがアルゼンチンから病院に到着すると、Vの存在が問題となった。Bにはアルゼンチンに妻がいたからである。娘たちは、Vを病室から追い出ただけでなく、別荘からも追い払った。Vはそれにはおとなしく従ったが、メリル・リンチの口座から28万ドルを引き出し、自分の単独口座をメリル・リンチに開設してそちらに移した。Bは、退院後、メリル・リンチに対し28万ドルを自分の口座に戻すよう請求し、メリル・リンチはそれに従った。そのうえでBがVおよびメリル・リンチを相手方として訴訟を提起し、この口座の法的性格を明らかにするよう求めた。

フロリダ州の第1審裁判所は、**joint account** は実質的にBの単独口座と同じであると判断した。その理由として、Bには口座の金額についてVに贈与する意思があったとは認められないとした。しかしながら、控訴裁判所は、その判断を覆した。

控訴裁判所によれば、**joint account** を開設した時点で、共同名義者への贈与があったと推定される。本件で、Bについてその推定を覆し、贈与の意思がなかったとの立証は十分といえない。チェック・カードを渡したことは、一定の自由な利用を認めたことになる。なお

⁶⁰ Varela v. Bernachea, 917 So.2d 293 (Fla. App. 2005).

この **joint account** には生残者権ありとの明記もされていた。したがって、本件では、少なくとも口座の半分の利益について V に権利があると判断する。

6 Joint account—アメリカの場合と日本の場合

アメリカにおいて、**joint account** が、銀行口座および証券口座において利用される背景には、次のような事情がある。

① アメリカにおける **probate** 手続が煩瑣であり、時間的にも費用的にも、不合理な要素があること。そのために、遺言に代わる財産承継方法がアメリカでは発展した。**Joint account** はそれらの 1 つである。

当初は、それが遺言法の潜脱であるという批判や口座開設者の意図を必ずしも反映しない場合があるという問題点などがいくつも指摘された。だが、現在では、ほぼ実務に定着し、法律上も有効なものとされるに至った。

なお歴史的にみると、イギリス以来、コモン・ロー上、**joint tenancy** という財産所有のあり方が存在し、そこでは、共同名義者の 1 人が死亡した場合、生き残った当事者（生残者）に財産権がすべて自動的に帰属するとされていたことも、**joint account** を受け入れやすくした 1 要素だと考えられる。

② しかしながら、**joint account** の幅広い利用の拡大は、何よりも、それが口座を利用する一般市民の現代的需要に応えたことによる。最も大きな需要は、不合理な **probate** 手続を免れたいと考えたことであり、他方では、高齢化の時代において、多くの人が認知症など自らの財産管理能力の減少や喪失の事態に備えておきたいとする考えに対し、**joint account** が簡易で便宜な対応策を提供したことにある。

③ ただし、**joint account** にもリスクはある。それは、共同名義者が、後に財産を承継するまで待たず、主たる口座開設者の生存中に、勝手に財産を引き出したり、それを担保として借り入れたりするなど、もっぱら自分の利益のために流用するリスクである。銀行も証券会社もそれを妨げるようなすべはもたず、また責任もとらないと明示している。

しかし、それはまさに主たる口座開設者が熟慮して判断すべき事柄である。口座の管理について信頼し、自らの死後の口座の承継者としてふさわしいと判断するのは、本人だからである。さらにいえば、**joint account** が広く利用されていること自体が、これらのリスクが実際に生ずるケースは稀であることを示している。

では、ひるがえってわが国において **joint account** の需要はないだろうか。それははっきり「存在する」といえる。

まず、超高齢社会を迎えたわが国において、認知症患者が増加して 2025 年には 700 万人にもなると予想されている⁶¹。もしも **joint account** が利用できるなら、このような口座に

⁶¹ 超高齢社会を迎えたわが国では、さまざまな法的課題が存在し、これまでの考え方を変える必要があると説くものとして、樋口範雄『超高齢社会の法律、何が問題なのか』（朝日

については、少なくとも成年後見制度に頼る必要がない。

次に、アメリカのように、相続手続を必ず裁判所を通して行う必要性こそわが国ではないが、それでも相続手続に日本的な不合理性は存在する。だからこそ、現在、相続をめぐる紛争が増加しているのである。また、日本法の下では、観念的には被相続人が死亡した瞬間に相続が生ずるとされるが、実際に相続人が財産権を承継するには一定の手続と時間がかかる。そうだとすれば、相続ではなく、死亡時点で自動的に財産承継する制度があるのなら、それを利用したいと考える人は少なくないはずである。

さらに、日本経済の現状の問題点として、家計金融資産（たとえば銀行預金や株式等）が 65 歳以上の高齢者に偏在しているとされる。特に、親子の間に **joint account** が開設できれば、これらの財産のより有効な活用が可能になるはずである。要するに、親の世代から次世代への財産承継を、現在ある相続手続よりもスムーズに、かつ親が生存中にも可能にするような仕組みが、今こそ待たれている。

ただし、わが国においては、**joint account** の活用とその拡大に妨げとなる要因も存在する。

① なによりもそれはわが国において新奇なものだという点がある。イギリスのように中世から、**joint tenancy** というような合有形態が認められてきたところではない。合有という観念こそあるが、その代表例は、組合財産に対する組合員の権利であるとされ、単純な共有ではなく、団体的規制が入るとされる。組合を結成した目的による制限がかかるという。

だが、アメリカの **joint account** は、団体ではない。まさに個人の希望を実現するための工夫である。本稿で「特別な合有」という表現をしたのもそのためである。

② 口座の法的性格についても、日本ではアメリカと同じような議論が繰り返されるに違いない。主たる開設者の生存中における共同名義者の権利と、死亡時点での権利が明らかに異なる。その説明は、日本でも容易でないはずである。アメリカでは州議会が動いて、理屈は何であれ、このような口座の法的有効性を認めた。それに伴い、裁判所も、生残者権を伴う **joint account** という原則に有利なルールを形成してきた。それがわが国でも期待できるかどうか。

しかし、一方で日本は契約自由を謳う国でもあるわけであるから、十分なインフォームド・コンセントを経て、**joint account** の趣旨目的を説明し、まさにそれが便利で自らの希望にかなうとする顧客との間で、契約として成立させれば、法的な議論は不要ともいえる。もちろん、このような口座には、共同名義者の裏切りというリスクはあり、十分説明したうえでのことではあるが。

③ 契約説だけで乗り越えられないかもしれないのが、日本の「相続法秩序」である。それが何を意味するのであれ、少なくとも、死亡に伴う財産承継の手段の王道が遺言によ

る財産承継（あるいは民法に基づく財産承継）であるとの原則がそこには含まれる。そして、遺言は要式行為であり、その要式性を外れた財産承継は、遺言に関する要件を潜脱するものだとの批判が、アメリカ以上に強いと考えられる。

④ 同様に、日本の「相続法秩序」には、遺留分の存在もある（ちなみにアメリカには子どもには遺留分はない。配偶者には一定の保障がある）。たとえば、**joint account** の共同名義者が 3 人いる子どもの 1 人だったとすれば、口座の財産は親の死亡によってその子だけに自動的に移転する。その結果、相続手続とは別に、遺産の一部がその子に移転する。それが他の子の遺留分を侵害しているとなれば、少なくとも相続人間では問題となる。

アメリカのように、そのような問題に、銀行や証券会社は関係がない、何ら責任がないといえるかどうか。個人的にはそれでよいのではないかと考えるが、伝統的な金融機関の考え方はそうではなかった。

したがって、わが国における **joint account** の導入には、小さくない阻害要因がある。しかし、ひるがえって考えると、わが国では、新奇な法観念もそれが便利で有用なものなら取り入れて活用してきた歴史がある。さらに「相続法秩序」といっても高々半世紀余りの産物に過ぎない。さらにいえば、個々人の財産承継については、秩序よりも個人の希望と便宜が優先されてしかるべきである。

何よりも、単純に、共同の名義で口座を開設することなのだ。それだけで、現代社会におけるさまざまな課題の解決になるというのなら、そのような選択肢を顧客に提供するの、わが国の金融機関の責務だと考えられる。

補足 7 いくつかの課題について

本稿を著すにあたっては、以下のような調査項目も、参考のために提示されていた。以下の項目にすべて、あるいは完璧な回答をすることはできないが、それぞれについてできる限りのコメントを加える。

【調査項目】

1. 米国におけるジョイントアカウント（複数の名義人（特に親子）が財産を共同で管理するために証券会社に開設する口座。以下同じ。）の実態

→親子に特化した joint account という視点は、アメリカでは見られなかった。ただし、夫婦間で joint account を開設し、一方が死亡した後は、残る配偶者に生残者権として口座に関するすべての権利が帰属する。問題は、その時点で単独口座になることであり、その配偶者はいずれ死亡するから、何もしないと口座は遺産に組み込まれ、probate 手続に服する。したがって、遺言代替方法としての joint account を意識している利用者は、残った配偶者が子どもを共同名義者に加えて、新たな joint account にすると考えられる。

その結果、証券会社においても、親子で joint account を所有することは十分に考えられる。同様に、認知症初期の親が、子に財産管理を委ねたいなら、親と子の joint account にするという需要もある。

2. 米国におけるジョイントアカウント口座開設者のメリット、デメリット

→本稿で述べたように、メリットは多様である。第 1 に、円滑な財産承継を実現するために簡易でかつ有用であること。第 2 に、高齢者にとって、財産管理能力の減少・喪失は大きな不安である。Joint account にすることによって、その事態に簡単に備えることができる。第 3 に、日常生活においても、口座の管理を共同名義者に委ねることによって、他の関心事に時間を割くことができる。

利用者にとってデメリットは特にはないが、リスクとして、第 1 に、共同名義者はまさに名義者の 1 人であるから、主たる開設者が生存中であっても、共同名義者が自分勝手に口座の財産を濫用する可能性がある。証券会社は、それに対する責任を負わないと明記しており、口座所有者の自己責任とされる。第 2 に、主たる開設者が死亡した時点で、口座は共同名義者に自動的に移転される。共同名義者が複数いる子どもの 1 人である場合、他の子どもとの異なる取扱いが、子どもたちの間で問題となる可能性がある。遺留分を侵害するほどなら、日本では、法律上、遺留分減殺請求の対象となる（アメリカでは問題とならないが）。第 3 に、逆に共同名義者に何ら問題がない場合であっても、主たる開設者が口座の運用に失敗して損失を抱えた場合、共同名義者に連帯責任が及ぶ。口座開設時において、このようなリスクがあることを十分了解してもらって、全部の名義者からいわゆるインフォームド・コンセントを得ておくことが必要となる。

3. 米国におけるジョイントアカウント口座開設者間の権利義務関係

→その法的性格が簡単にいえないことは本稿で述べたとおりである。主たる口座開設者が生存中においても、共同名義者には一定の権利があると解される。特に、夫婦で婚姻生活を支える口座として開設する場合は、どちらも一定の拠出を行い、婚姻生活に必要な日常の用途にどちらも利用する。この場合は、まさに共同の所有者であり、拠出分に応じた持ち分をもつ共有関係と考えられる（アメリカ法では、tenancy in common となる。原則は、均等に持ち分をもつことになる）。

しかし、一方がすべての財産を拠出するようなケースでは、実態は、他方は単に代理人として口座の取引に関与するだけの場合もある。それぞれの当事者と彼らが何を目的として joint account を開設したかが重要である。

アメリカでは、遺言代替方法として利用される場合には、原則として主たる口座開設者が生存中は、共同名義者は権利はあるが行使しない存在であり、主たる口座開設者が死亡した時点で財産承継人となる。しかも、probate 手続を要しないで、口座の財産を承継する。

4. 米国におけるジョイントアカウントの口座開設者の一方が死亡した場合の手続

→遺言代替方法として利用されている場合には、手続は特に要しない。何ら手続がなくとも、残る名義者の単独口座となる。その時点で、単独口座の保有者が将来における自らの死亡の事態に備えようと思えば、たとえば子どもを共同名義者に加えて、joint account を作る。

5. 米国におけるジョイントアカウントで保有する株式の株主名簿上の名義の取扱い、また、その株式の所有権、議決権や配当を受け取る権利の取扱い

→この点で根拠となる資料は見いだせなかった。だが、A がすべての財産を拠出し、それが株式の場合、そしてその口座に別の名義者 B を加えるようなケースでは、そもそも株式の名義人は A のはずであり、それを自ら変更しない限り、A が株主権を行使すると考えられる。配当は、joint account の口座に支払われて蓄積する。B が登場するのは、遺言代替方法としての利用であって、A が死亡した時点で B に口座のすべての財産が移転する時点である。そうでなければ、A から委任状を受けて、B が株主権を行使することも考えられる。それは、B が実質的には A の代理人であり、A の便宜のために joint account が利用されるケースである。

6. 米国におけるジョイントアカウントに関する私法上の権利義務関係

→金融機関との関係では、あくまでもそれぞれの名義者は joint account の所有者であるから、単独口座を有しているのと同じ扱いを受ける。Joint account の口座名義者同

士の関係については上記3に記した。名義者それぞれの債権者との関係は、joint account が主たる開設者の財産についての財産承継のためであれば、その生存中は少なくとも他方の名義者は、実質的に joint account の財産についての権利がなく、その債権者にも手を出せないものとされている。だが、夫婦で婚姻生活を支えるための joint account を開設するようなケースでは、いずれの債権者も joint account の財産にかかってゆける。付属資料の1は、そのような点に注意せよ（夫婦になって、joint account を開設するのは、相手が債務を負っている場合、それを完済した後にすべきだと警告している）

7. 米国におけるジョイントアカウントに関する税法上の取扱い（遺産税、所得税の扱いなど）

→税法上の取扱いは、遺言代替方法としての joint account については、それによって税法上優遇されることはない。死亡時の課税はアメリカの場合、遺産税（estate tax）と呼ばれ、相続人が支払うのではなく、遺産が支払う（Internal Revenue Code 2033 条）。

しかし、かつては、遺産の意義を「相続手続による遺産および TOD、POD による移転財産」としていたが、現在は、2033 条以降の条文で、遺言代替方法にも及ぶようにしている。

8. 我が国への導入時の検討課題や示唆（民法や税法の改正の要否、金商法や犯罪収益移転防止法の改正の必要性など）

→アメリカの多数の州議会がまず行ったように、金融機関が、共同名義者の指示に従って行った行為についていっさい責任を負わないとすることを明記する法律を制定するだけにして考えられる。それによって、生残者権ありというような新奇な概念を用いなくとも、名義人の一方が死亡すれば、他方が単独所有者になって、財産承継が行われる。生残者権を認めるというような法改正は、わが国の場合、アメリカ以上に、それは遺贈にあたるのではないかという疑問や批判を生み、「相続法秩序」なるものの抵抗を受けそうである。

→相続人間の関係や争いは、彼らに任せて、金融機関は無関係で免責されると明記することが、joint account の利用拡大の基盤となる。

→この口座を作ることで一部の財産については、被相続人の死亡時に自動的に財産承継が行われること、さらにそれ以前に被相続人の財産管理能力喪失時において、この口座についてはあわてる必要がないという利点を一般市民が理解すれば、joint account はわが国でも広まる可能性がある。簡便で容易というのが joint account の何よりの利点である。何しろ、共同名義者を加えるだけで済むからであり、わが国で導入する場合にも、その簡便さ・容易さを損なうことがないよう望まれる。

口座名義者の関係のあり方は、まさに私的自治に委ねることがよい。アメリカでも、その関係が壊れて、何らかの訴訟になることはあるが、大多数のケースでは、そのようなことがない。それでなければ（それが多くの事例で紛争の種であるなら）、アメリカにおいて

これだけ広まるはずがない。アメリカでできることが、日本でできないとは思われない。